

○原子力規制委員会告示第五号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和二年三月十七日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示

（改正の対象となる告示の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる告示の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十

三年科学技術庁告示第十号) 別表第一

二 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発

電用原子炉施設を定める告示(平成二十五年原子力規制委員会告示第十二号) 別表第二

三 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平

成二十七年原子力規制委員会告示第八号) 別表第三

第二条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する措置等に係る技術的細目を定める告示(

昭和五十三年科学技術庁告示第九号)第一条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第八号」に改める。

第三条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等と

の関係を定める告示(平成十七年文部科学省告示第百六十二号)第一条中「第五十三条第二号」を「第五十二条第二項第十号」に改める。

第四条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等

の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示(平成二十八年原子力規制委員会告示第八号)第一

条第二項第二号中「第二条の十一の十第二項第二十三号イ(2)」を「第二条の十一の十三第二項第二十三号イ(2)」に改める。

第五条 第一条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この号において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十一条第二号に規定する溶接安全管理審査を受ける必要がある組織として原子力規制委員会が定める件等の廃止）

第二条 次に掲げる告示は、令和二年三月三十一日限り、廃止する。

一 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十一条第二号に規定する溶接安全管理審査を受ける必要がある組織として原子力規制委員会が定める件（平成二十五年原子力規制委員会告示第十一号）

二 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十七条第二号に規定する溶接安全管理審査を受ける必要がある組織として原子力規制委員会が定める件（平成二十五年原子力規制委員会告示第

十三号）

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表第一 核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験研究炉規則」という。）第十二条及び核燃料物質の使用等に関する規則（以下「使用規則」という。）第二条の十一の十において使用する用語の例による。</p> <p>(容器に封入することを要しない核燃料物質によつて汚染された物の放射能濃度の限度等)</p> <p>第二条 試験研究炉規則第十二条第一項第二号イ及び使用規則第二条の十一の十第一項第二号イの原子力規制委員会の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）第三条第一号に定めるA2値の一万分の一とする。</p> <p>2 試験研究炉規則第十二条第一項第二号イ及び使用規則第二条の十一の十第一項第二号イの原子力規制委員会の定める障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)</p> <p>第三条 試験研究炉規則第十二条第一項第二号ロ及び使用規則第二条の十一の十第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。</p> <p>「一〇四 略」</p>	<p>(用語)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験研究炉規則」という。）第十二条及び核燃料物質の使用等に関する規則（以下「使用規則」という。）第二条の十一の七において使用する用語の例による。</p> <p>(容器に封入することを要しない核燃料物質によつて汚染された物の放射能濃度の限度等)</p> <p>第二条 試験研究炉規則第十二条第一項第二号イ及び使用規則第二条の七第一項第二号イの原子力規制委員会の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）第三条第一号に定めるA2値の一万分の一とする。</p> <p>2 試験研究炉規則第十二条第一項第二号イ及び使用規則第二条の十一の七第一項第二号イの原子力規制委員会の定める障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)</p> <p>第三条 試験研究炉規則第十二条第一項第二号ロ及び使用規則第二条の十一の七第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。</p> <p>「一〇四 同上」</p>

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)

第四条 試験研究炉規則第十二条第一項第四号、使用規則第二条の十一の十第一項第四号及び試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第七号)第二十五条第六号の原子力規制委員会の定める線量当量率は、次のとおりとする。

一 運搬物(試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則第二十五条第六号に規定する容器を含む。次号において同じ。)の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

〔二〇六 略〕

(危険物)

第五条 試験研究炉規則第十二条第一項第六号及び使用規則第二条の十一の十第一項第六号の原子力規制委員会の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〇五 略〕

(標識)

第六条 試験研究炉規則第十二条第一項第十号及び使用規則第二条の十一の十第一項第十号の原子力規制委員会の定める標識は、別に掲げる標識とする。

(特別措置に係る承認の申請書)

第七条 試験研究炉規則第十二条第二項及び使用規則第二条の十一の十第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)

第四条 試験研究炉規則第十二条第一項第四号、使用規則第二条の十一の七第一項第四号、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十一号)第十五条第六号及び試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三号)第二十一条第六号の原子力規制委員会の定める線量当量率は、次のとおりとする。

一 運搬物(試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第十五条第六号及び試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則第二十一条第六号に規定する容器を含む。次号において同じ。)の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

〔二〇六 同上〕

(危険物)

第五条 試験研究炉規則第十二条第一項第六号及び使用規則第二条の十一の七第一項第六号の原子力規制委員会の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〇五 同上〕

(標識)

第六条 試験研究炉規則第十二条第一項第十号及び使用規則第二条の十一の七第一項第十号の原子力規制委員会の定める標識は、別に掲げる標識とする。

(特別措置に係る承認の申請書)

第七条 試験研究炉規則第十二条第二項及び使用規則第二条の十一の七第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

<p>「一〇十 略」</p> <p>(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)</p> <p>第八条 試験研究炉規則第十二条第二項ただし書及び使用規則第二        条の十一の十第二項ただし書の原子力規制委員会の定める線量当        量率は、十ミリシーベルト毎時とする。</p>	<p>「一〇十 同上」</p> <p>(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)</p> <p>第八条 試験研究炉規則第十二条第二項ただし書及び使用規則第二        条の十一の七第二項ただし書の原子力規制委員会の定める線量当        量率は、十ミリシーベルト毎時とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	





別表第三 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（管理区域に係る線量等）</p> <p>第一条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「製錬規則」という。）第一条第二項第二号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験炉規則」という。）第一条の二第二項第四号、核燃料物質の使用等に関する規則（以下「核燃料物質使用規則」という。）第一条第二項第二号、使用施設等の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十一号。以下「使用技術基準規則」という。）第二十二号第一号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第一条第二項第二号、核原料物質の使用に関する規則（以下「核原料物質使用規則」という。）第一条第二号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第一条第二項第二号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第二種埋設規則」という。）第一条の二第二項第八号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）第一条第二項第三号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「貯蔵規則」という。）第一条第二項第二号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「研開炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（以下「受託貯蔵規則」という。）第一条第二号及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第一種埋設規則」という。）第二条第二項第三号の原子力規制委員会の定める線</p>	<p>（管理区域に係る線量等）</p> <p>第一条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「製錬規則」という。）第一条第二項第二号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験炉規則」という。）第一条の二第二項第四号、核燃料物質の使用等に関する規則（以下「核燃料物質使用規則」という。）第一条第二項第二号及び第二条の五第二十八号イ、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第一条第二項第二号、核原料物質の使用に関する規則（以下「核原料物質使用規則」という。）第一条第二号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第一条第二項第二号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第二種埋設規則」という。）第一条の二第二項第八号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）第一条第二項第三号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「貯蔵規則」という。）第一条第二項第二号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「研開炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（以下「受託貯蔵規則」という。）第一条第二号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第一種埋設規則」という。）第二条第二項第三号の原子力規制委員会の定める線量、濃度（核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イについては、管理区域内の人が常時立ち入る場所の</p>

量、濃度（使用技術基準規則第二十二條第一号については、管理区域内の人が常時立ち入る場所の空气中に係るものに限る。）又は密度は、次のとおりとする。

「一、三 略」

2

「略」

（周辺監視区域外の線量限度）

第二条 製錬規則第一条第二項第三号、試験炉規則第一条の第二項第六号、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第七号。以下「試験炉技術基準規則」という。）第十六條第一項、核燃料物質使用規則第一条第二項第三号、使用技術基準規則第二十四條第一号、加工規則第一条第二項第四号、加工施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第六号。以下「加工技術基準規則」という。）第二十二條第一項、核原料物質使用規則第一条第三号、再処理規則第一条第二項第四号、再処理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第九号。以下「再処理技術基準規則」という。）第二十七條第一項、実用炉規則第二条第二項第六号、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「実用炉技術基準規則」という。）第四十二條第一項、第二種埋設規則第一条の第二項第九号、廃棄物管理規則第一条第二項第四号、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十号。以下「特定第一種廃棄物埋設等技術基準規則」という。）第二十条第一項、貯蔵規則第一条第二項第三号、使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第八号。以下「貯蔵技術基準規則」という。）第二十一條第一項、研開炉規則第二条第二項第六号、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「研開炉技術基準規則」という。）第四十一條第一項、受託貯蔵規則第一条第三号及び第一種埋設規則第二条第二項第四号の原子力規制委員会の定める

空气中に係るものに限る。）又は密度は、次のとおりとする。

「一、三 同上」

2

「同上」

（周辺監視区域外の線量限度）

第二条 製錬規則第一条第二項第三号、試験炉規則第一条の第二項第六号、核燃料物質使用規則第一条第二項第三号及び第二條の第五号イ、加工規則第一条第二項第三号、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「加工設計規則」という。）第八條第一項、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「加工性能基準規則」という。）第十三條第一項、核原料物質使用規則第一条第三号、再処理規則第一条第二項第四号、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「再処理設計規則」という。）第八條第一項、再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「再処理性能基準規則」という。）第十四條第一項、実用炉規則第二条第二項第六号、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「実用炉技術基準規則」という。）第四十二條第一項、第二種埋設規則第一条の第二項第九号、廃棄物管理規則第一条第二項第四号、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「特定第一種廃棄物埋設等設計規則」という。）第七條第一項、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則」という。）第十二條第一項、貯蔵規則第一条第二項第三号、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「貯蔵設計規則」という。）第九條第一項、使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「貯蔵性能基準規則」という。）第十四條第一項、研開炉規則第二条第二項第六号、研究開発段階

線量限度は、次のとおりとする。

「一」三 略」

2 「略」

(表面密度限度)

第四条 試験炉規則第七条第一号ハ、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一号ハ、加工規則第七条の九第一号ハ、核原料物質使用規則第二条第三号ハ、再処理規則第九条第一号ハ、実用炉規則第七十八条第一号ハ、第二種埋設規則第十四条第一号ハ、廃棄物管理規則第二十七条第一号ハ、貯蔵規則第二十九条第一号ハ、研開炉規則第七十三条第一号ハ、受託貯蔵規則第二条第六号ハ及び第一種埋設規則第五十三条第一号ハの原子力規制委員会の定める表面密度限度は、次の表のとおりとする。

「表 略」

(放射線業務従事者の線量限度)

第五条 製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の五第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。ただし、核原料物質使用規則第二条第十一号の二ハに掲げる線量限度については、第四号の規定は適用しない。

「一」四 略」

発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「研開炉技術基準規則」という。）第四十一条第一項、受託貯蔵規則第一条第三号並びに第一種埋設規則第二条第二項第四号の原子力規制委員会の定める線量限度は、次のとおりとする。

「一」三 同上」

2 「同上」

(表面密度限度)

第四条 試験炉規則第七条第一号ハ、核燃料物質使用規則第二条の十一の三第一号ハ、加工規則第七条の九第一号ハ、核原料物質使用規則第二条第三号ハ、再処理規則第九条第一号ハ、実用炉規則第七十八条第一号ハ、第二種埋設規則第十四条第一号ハ、廃棄物管理規則第二十七条第一号ハ、貯蔵規則第二十九条第一号ハ、研開炉規則第七十三条第一号ハ、受託貯蔵規則第二条第六号ハ及び第一種埋設規則第五十三条第一号ハの原子力規制委員会の定める表面密度限度は、次表のとおりとする。

「表 同上」

(放射線業務従事者の線量限度)

第五条 製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。ただし、核原料物質使用規則第二条第十一号の二ハに掲げる線量限度については、第四号の規定は適用しない。

「一」四 同上」

2 製鍊規則第七條の七第四号、試験炉規則第八條第一項第一号、核燃料物質使用規則第二條の十一の五第一項第一号、加工規則第七條の三第一項第一号、核燃料物質使用規則第二條第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十條第一項第一号、実用炉規則第七十九條第一項第一号、第二種埋設規則第十五條第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八條第一項第一号、貯蔵規則第三十條第一項第一号、研開炉規則第七十四條第一項第一号、受託貯蔵規則第二條第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四條第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

「一〇三 略」

(放射線業務従事者に係る濃度限度)

第六條 試験炉規則第八條第一項第二号、核燃料物質使用規則第二條の十一の五第一項第二号、加工規則第七條の三第一項第二号、核原料物質使用規則第二條第五号ロ、再処理規則第十條第一項第二号、実用炉規則第七十九條第一項第二号、第二種埋設規則第十五條第一項第二号、廃棄物管理規則第二十八條第一項第二号、貯蔵規則第三十條第一項第二号、研開炉規則第七十四條第一項第二号、受託貯蔵規則第二條第八号ロ及び第一種埋設規則第五十四條第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間について平均濃度が次のとおりとする。

「一〇五 略」

(緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度)

第七條 試験炉規則第八條第二項、核燃料物質使用規則第二條の十一の五第二項、加工規則第七條の三第二項、再処理規則第十條第二項、実用炉規則第七十九條第二項、第二種埋設規則第十五條第二項、廃棄物管理規則第二十八條第二項、貯蔵規則第三十條第二項、研開炉規則第七十四條第二項、受託貯蔵規則第四條第二項及び第一種埋設規則第五十四條第二項の原子力規制委員会の定める

2 製鍊規則第七條の七第四号、試験炉規則第八條第一項第一号、核燃料物質使用規則第二條の十一の四第一項第一号、加工規則第七條の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二條第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十條第一項第一号、実用炉規則第七十九條第一項第一号、第二種埋設規則第十五條第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八條第一項第一号、貯蔵規則第三十條第一項第一号、研開炉規則第七十四條第一項第一号、受託貯蔵規則第二條第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四條第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

「一〇三 同上」

(放射線業務従事者に係る濃度限度)

第六條 試験炉規則第八條第一項第二号、核燃料物質使用規則第二條の十一の四第一項第二号、加工規則第七條の三第一項第二号、核原料物質使用規則第二條第五号ロ、再処理規則第十條第一項第二号、実用炉規則第七十九條第一項第二号、第二種埋設規則第十五條第一項第二号、廃棄物管理規則第二十八條第一項第二号、貯蔵規則第三十條第一項第二号、研開炉規則第七十四條第一項第二号、受託貯蔵規則第二條第八号ロ及び第一種埋設規則第五十四條第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間について平均濃度が次のとおりとする。

「一〇五 同上」

(緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度)

第七條 試験炉規則第八條第二項、核燃料物質使用規則第二條の十一の四第二項、加工規則第七條の三第二項、再処理規則第十條第二項、実用炉規則第七十九條第二項、第二種埋設規則第十五條第二項、廃棄物管理規則第二十八條第二項、貯蔵規則第三十條第二項、研開炉規則第七十四條第二項、受託貯蔵規則第四條第二項及び第一種埋設規則第五十四條第二項の原子力規制委員会の定める

線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

2 前項の規定にかかわらず、原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により次のいずれかの事象が発生した場合の試験炉規則第八条第二項、核燃料物質使用規則第二条の十一の五第二項、加工規則第七条の第三項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、第二種埋設規則第十五条第二項、廃棄物管理規則第二十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

「一〇四 略」

3 試験炉規則第八条第三項第三号、核燃料物質使用規則第二条の十一の五第三項第三号、加工規則第七条の三第三項第三号、再処理規則第十条第三項第三号、実用炉規則第七十九条第三項第三号、第二種埋設規則第十五条第三項第三号、廃棄物管理規則第二十八条第三項第三号、貯蔵規則第三十条第三項第三号、研開炉規則第七十四条第三項第三号及び第一種埋設規則第五十四条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項第一号から第四号までに掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

（周辺監視区域外の濃度限度等）

第八条 試験炉規則第十四条第四号及び第七号、試験炉技術基準規則第三十五条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の十二第四号及び第七号、使用技術基準規則第二十二条第一号、加

線量限度は、実効線量について百ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

2 前項の規定にかかわらず、原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により次のいずれかの事象が発生した場合の試験炉規則第八条第二項、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第二項、加工規則第七条の第三項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、第二種埋設規則第十五条第二項、廃棄物管理規則第二十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

「一〇四 同上」

3 試験炉規則第八条第三項第三号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第三項第三号、加工規則第七条の三第三項第三号、再処理規則第十条第三項第三号、実用炉規則第七十九条第三項第三号、第二種埋設規則第十五条第三項第三号、廃棄物管理規則第二十八条第三項第三号、貯蔵規則第三十条第三項第三号、研開炉規則第七十四条第三項第三号及び第一種埋設規則第五十四条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項第一号から第四号までに掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

（周辺監視区域外の濃度限度等）

第八条 試験炉規則第十四条第四号及び第七号、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「試験炉設工規則」という。）第二十五条第一項第一号、試験

工規則第七條の八第四号及び第七号、加工技術基準規則第二十條第一号、核原料物質使用規則第二條第十一号二及びト、実用炉規則第九十條第四号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九條第一号第一号、第二種埋設規則第十九條第四号及び第六号、廃棄物管理規則第三十三條第四号及び第六号、特定第一種廃棄物埋設等技術基準規則第十八條第一号第一号、貯藏規則第三十五條第四号及び第六号、貯藏技術基準規則第十九條第一号、研開炉規則第八十五條第四号及び第七号、研開炉技術基準規則第三十八條第一号第一号並びに第一種埋設規則第六十一條第四号及び第六号の原子力規制委員会の定める濃度限度（使用技術基準規則第二十二條第一号については、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中に係るものに限る。）は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

「一〇六 略」

2 再処理規則第十六條第四号及び再処理技術基準規則第二十四條第一号に規定する空气中の放射性物質の濃度限度は、三月間についての平均濃度が前項第一号から第四号までに規定する濃度とする。ただし、空气中の放射性物質を吸入摂取することによる被ばく及び外部被ばく（放射性廃棄物の海洋放出に起因するものを除く。以下この条において同じ。）又は放射性廃棄物の海洋放出に起因する被ばくがある場合において、それらを合わせて被ばくするおそれがあるときは、空气中の放射性物質の三月間についての平均濃度のその放射性物質についての前項第一号から第四号までに規定する濃度に対する割合と外部被ばくによる三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合又は放射性廃棄物の海洋放出に起因する三月間の実効線量の二百五十マイクロシー

研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（以下「試験炉性能基準規則」という。）第三十三條第一号第一号、核燃料物質使用規則第二條の五第二十八号イ並びに第二條の十一の九第四号及び第七号、加工規則第七條の八第四号及び第七号、加工設計規則第十四條第一号、加工性能基準規則第二十一條第一号、核原料物質使用規則第二條第十一号二及びト、実用炉規則第九十條第四号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九條第一号第一号、第二種埋設規則第十九條第四号及び第六号、廃棄物管理規則第三十三條第四号及び第六号、特定第一種廃棄物埋設等設計規則第十一條第一号第一号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第十六條第一号第一号、貯藏規則第三十五條第四号及び第六号、貯藏設計規則第十四條第一号、貯藏性能基準規則第二十條第一号、研開炉規則第八十五條第四号及び第七号、研開炉技術基準規則第三十八條第一号第一号並びに第一種埋設規則第六十一條第四号及び第六号の原子力規制委員会の定める濃度限度（核燃料物質使用規則第二條の五第二十八号イについては、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中に係るものに限る。）は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

「一〇六 同上」

2 再処理規則第十六條第四号、再処理設計規則第十六條第一号及び再処理性能基準規則第二十五條第一号に規定する空气中の放射性物質の濃度限度は、三月間についての平均濃度が前項第一号から第四号までに規定する濃度とする。ただし、空气中の放射性物質を吸入摂取することによる被ばく及び外部被ばく（放射性廃棄物の海洋放出に起因するものを除く。以下この条において同じ。）又は放射性廃棄物の海洋放出に起因する被ばくがある場合において、それらを合わせて被ばくするおそれがあるときは、空气中の放射性物質の三月間についての平均濃度のその放射性物質についての前項第一号から第四号までに規定する濃度に対する割合と外部被ばくによる三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合又は放射性廃棄物の海洋放出に起因する三月間の

ベルトに対する割合との和が一となるようなその放射性物質の濃度をもって、その空気中の放射性物質の濃度限度とする。

3 再処理規則第十六条第七号及び再処理技術基準規則第二十四条第一号に規定する放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量限度は、実効線量について三月間につき二百五十マイクロシーベルトとする。ただし、放射性廃棄物の海洋放出に起因する被ばく及び外部被ばく又は放射性物質がある空気を呼吸することによる被ばくがある場合において、それらを合わせて被ばくするおそれがあるときは、放射性廃棄物の海洋放出に起因する三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合と外部被ばくによる三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合又は空气中の放射性物質の三月間についての平均濃度のその放射性物質についての第一号第一号から第四号までに規定する濃度に対する割合との和が一となるような放射性廃棄物の海洋放出に起因する三月間の実効線量をもって、その線量限度とする。

4 「略」

(放射線業務従事者の線量の報告)

第九条 製錬規則第十二条第一項、試験炉規則第十八条第一項、核燃料物質使用規則第七条第一項、加工規則第十条第一項、再処理規則第二十一条第一項、実用炉規則第三百三十六条第一項、第二種埋設規則第二十七条第一項、廃棄物管理規則第四十条第一項、貯蔵規則第四十八条第一項、研開炉規則第三百三十一条第一項及び第一種埋設規則第九十一条第一項の放射線業務従事者の線量は、実効線量について報告するものとする。

(外部放射線に係る線量等の算定)

第十条 第一条第一項第一号に規定する外部放射線に係る線量は実

実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合との和が一となるようなその放射性物質の濃度をもって、その空気中の放射性物質の濃度限度とする。

3 再処理規則第十六条第七号、再処理設工規則第十六条第一号及び再処理性能基準規則第二十五条第一号に規定する放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量限度は、実効線量について三月間につき二百五十マイクロシーベルトとする。ただし、放射性廃棄物の海洋放出に起因する被ばく及び外部被ばく又は放射性物質がある空気を呼吸することによる被ばくがある場合において、それらを合わせて被ばくするおそれがあるときは、放射性廃棄物の海洋放出に起因する三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合と外部被ばくによる三月間の実効線量の二百五十マイクロシーベルトに対する割合又は空气中の放射性物質の三月間についての平均濃度のその放射性物質についての第一号第一号から第四号までに規定する濃度に対する割合との和が一となるような放射性廃棄物の海洋放出に起因する三月間の実効線量をもって、その線量限度とする。

4 「同上」

(放射線業務従事者の線量の報告)

第九条 製錬規則第十二条第一項、試験炉規則第十八条第一項、核燃料物質使用規則第七条第一項、加工規則第十条第一項、再処理規則第二十一条第一項、実用炉規則第三百三十六条第一項及び第三百九十九条第一項、第二種埋設規則第二十七条第一項、廃棄物管理規則第四十条第一項、貯蔵規則第四十八条第一項及び第五十一条第一項、研開炉規則第三百三十一条第一項及び第三百三十四条第一項並びに第一種埋設規則第九十一条第一項の放射線業務従事者の線量は、実効線量について報告するものとする。

(外部放射線に係る線量等の算定)

第十条 第一条第一項第一号に規定する外部放射線に係る線量は実

効線量とし、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量率並びに核原料物質使用規則第十二号ホ、再処理技術基準規則第二十一条第一号、特定第一種廃棄物埋設等技術基準規則第十六条第一項第一号及び貯蔵技術基準規則第十八条第一項第一号の線量当量率は一センチメートル線量当量率とし、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量並びに試験炉技術基準規則第三十一条第三号、使用技術基準規則第二十条第三号、加工技術基準規則第十九条第三号、再処理技術基準規則第二十一条第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等技術基準規則第十六条第一項第四号及び第五号並びに貯蔵技術基準規則第十八条第一項第四号及び第五号の線量当量は一センチメートル線量当量とする。

〔2・3 略〕

4 第二項第二号に規定する内部被ばくによる実効線量並びに核燃料物質使用規則第二条の十一の六第二号ハ、核原料物質使用規則第二条第七号ハ及び受託貯蔵規則第二条第十号ハの線量は、別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合には第二欄に、経口摂取の場合は第三欄に掲げる実効線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合にあっては、それぞれの種類ごとに算出したものの和とする。）とする。

〔5・6 略〕

効線量とし、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量率並びに核原料物質使用規則第十二号ホ、再処理工規則第十八条第一号、再処理性能基準規則第二十七条第一号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十五条第一項第一号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第二十条第一項第一号、貯蔵設工規則第十五条第一項第一号及び貯蔵性能基準規則第二十一条第一項第一号の線量当量率は一センチメートル線量当量率とし、第三条第一項に規定する外部放射線に係る線量当量並びに試験炉設工規則第二十七条第三号、試験炉性能基準規則第三十五条第三号、核燃料物質使用規則第二条の五第三号ハ、加工設工規則第十五条第三号、加工性能基準規則第二十二条第三号、再処理設工規則第十八条第四号及び第五号、再処理性能基準規則第二十七条第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等設工規則第十五条第一項第四号及び第五号、特定第一種廃棄物埋設等性能基準規則第二十条第一項第四号及び第五号、貯蔵設工規則第十五条第一項第四号及び第五号並びに貯蔵性能基準規則第二十一条第一項第四号及び第五号の線量当量は一センチメートル線量当量とする。

〔2・3 同上〕

4 第二項第二号に規定する内部被ばくによる実効線量並びに核燃料物質使用規則第二条の十一の五第二号ハ、核原料物質使用規則第二条第七号ハ及び受託貯蔵規則第二条第十号ハの線量は、別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合には第二欄に、経口摂取の場合は第三欄に掲げる実効線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合にあっては、それぞれの種類ごとに算出したものの和とする。）とする。

〔5・6 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。